

平成 28 年度における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- ① エアコンの室外機等の修理を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月 15 日支払」の支払制度を採っているため、一部の修理の下請代金については、最長 15 日の支払遅延が生じることとなった。
- ② アルミ窓等の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者と書面による合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 板金塗装等の修理を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 文具等の加工を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者に対し、「割り戻し」、「値引き」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② スープ等の製造を下請事業者に委託している E 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- ③ 年賀状等の印刷を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意せず、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第 4 条第 1 項第 5 号）

- ① 肉の加工を下請事業者に委託している G 社は、下請事業者に対し、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

- ② アルミ窓等の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に見積もりをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したにもかかわらず、当初の見積単価により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- チラシの印刷及び製本を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、自社で製造したビジネスダイアリー等を購入させていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- アルミ窓等の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 建設機械等の修理を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 設計図面の作成を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月25日支払」の支払制度を採っているため、一部の情報成果物の下請代金については、最長5日の支払遅延が生じることとなった。
- ② デザイン等の作成を下請事業者に委託しているM社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 新聞に掲載する広告等の作成を下請事業者に委託しているN社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 土砂の運送を下請事業者に委託しているO社は、下請事業者に対し、「事務手数料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② デザイン等の作成を下請事業者に委託しているP社は、下請事業者に対し、「ペナルティ料金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。